

第3回 日田市自治基本条例見直し検討委員会

■日 時：平成30年 1月23日（火） 13：30～14：50

■場 所：日田市役所 庁議室（4階）

■出席委員：9名中 8名出席

渡 邊 委員

岩 里 委員 小野松 委員 伊藤(正)委員 原 田 委員

河 津 委員 矢羽田 委員 投 野 委員

（欠席委員：伊藤(初)委員）

■次 第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項
（1）日田市自治基本条例の見直しの検討
4. その他
5. 閉会

◇ 資 料 ◇

- ・ 第3回 日田市自治基本条例見直し検討委員会 資料
- ・ 第2回市民まちづくり集会開催結果報告書
- ・ パブリックコメントでの意見及び市の考え方について（案）
- ・ 自治基本条例に対する意見と対応について（案）

1. 開会

発言者	主 旨
事務局	それでは、「第3回 日田市自治基本条例見直し検討委員会」を開催いたします。

2. 委員長あいさつ

発言者	主 旨
事務局	まず、渡邊委員長よりごあいさつをいただきます。
委員長	－ 委員長あいさつ －
事務局	ありがとうございました。 それでは、これからの進行は、日田市自治基本条例見直し検討委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づきまして、渡邊委員長にお譲りいたします。 よろしく、お願いいたします。

3. 協議事項

発言者	主 旨
委員長	それでは、次第に従いまして進行させていただきます。まず、事務局は会議の成立要件について報告してください。
事務局	本日は、検討委員会委員9名のうち、8名のご出席をいただいております。ご出席の委員が定数の過半数を超えておりますので、日田市自治基本条例見直し検討委員会設置要綱第6条第2項の規定によりまして、本検討委員会が成立していることをご報告いたします。
委員長	次に本日の会議スケジュールについて確認しておきたいと思います。事務局は説明をお願いします。
事務局	本日は、会議時間1時間に加え、議論の進捗により若干のお時間が加わるものと想定しておりますので、3時までには会議を終了できるものと考えています。事務局からの説明は30分前後を見込んでいます。
委員長	限られた時間での議論となりますので、進行にご協力をお願いいたします。

(1) 日田市自治基本条例の検証について

発言者	主 旨
委員長	それでは、協議に入ります。 報告事項としての1番目、「自治基本条例の検証」について、事務局は説明をお願いします。
事務局	－ 資料P 1～P 2 「1. 自治基本条例の検証」について説明 －
委員長	事務局から「日田市自治基本条例の検証」について説明を受けたところですが、まず、条例の検証と検討の手順について、委員の皆様からご質問はありませんか。
(委員)	(委員からの発言なし)
委員長	次に、第2回市民まちづくり集会の状況について報告がありましたが、委員の皆様からご質問はありませんか。
委員	第2回市民まちづくり集会にはどのような方々が参加したのかお知らせください。
事務局	第1回目の市民まちづくり集会に参加された方々にご案内しました。なお、第1回目の集会には参加できなかったものの、2回目のみ参加された方1名を含みます。
委員	報告にあった集会のテーマ3項目は、どのように設定し、どのように議論が行われたのかを伺います。
事務局	第1回目の集会の状況を確認したのち、事務局が提案したテーマを中心として参加者がグループに別れて議論し、それぞれが設定した課題についてワールドカフェ方式による議論を行いました。報告書は集会の結果を事務局が提案したテーマ3点にまとめ直したものとなります。
委員長	次に、パブリックコメントの状況と行政の対応案について、委員の皆様からご質問やご意見はありませんか。
委員	振興協議会に関する意見への対応について、まず、協議会を設置した経緯はどのようなものだったのかを確認させてください。
事務局	旧日田市と旧郡部とでは設立の経緯が異なります。旧日田市では市町村合併以前から多くの地域で任意に振興協議会が設置されており現状に至っています。なお、現在でも協議会を設置しない地域はあります。 旧郡部では、設立の時期は異なりますが、市町村合併に伴い行政が設置した「地

	域審議会」と並行して、旧町村ごとに振興協議会が任意団体としてそれぞれ組織されています。その後、合併後 10 年を契機に廃止された地域審議会の役割の一部を担う形で現状に至っています。
委員	振興協議会については行政との関わりが強いため、任意の団体であることやその設立の経緯、構成員について市民が情報を確認できるよう対応しておく必要があると感じます。
事務局	各振興協議会の設立の経緯や構成、運営の方法はそれぞれ異なりますが、行政の組織である地域審議会等が設立に関わった経緯もありますので、振興協議会が任意に組織された団体であるとしても対応できるものもあると考えています。
委員	天瀬地域については、かつての村合併の時点から意見の調整方法に課題を抱えていたと聞いています。規模の問題も含めて地域コミュニティのあり方が問われているのであれば、行政として対策を講じる必要があると考えます。
事務局	振興局には地域住民の意見を集約する役割もありますので、振興協議会が任意の団体であるとはいえ、天瀬振興局と協議しながら対応したいと考えています。
委員	パブリックコメントにある危機管理について、自主防災組織の充実が挙げられていますが、具体性を持たせる必要があると思います。防災士の養成といった取組に加えて防災士間の連携を視野に入れた「防災士の会」などの設置も考えられると思います。
事務局	防災士に関する記載を準備します。
事務局	市としても防災士の養成や連携の確保に向けた取組を進めることとしていますので、関連した記述を追加したいと思います。
委員長	この後も議論の途中で確認する事項がありましたら、その都度ご発言をお願いいたします。

(2) 日田市自治基本条例の見直しの検討について

発言者	主 旨
委員長	それでは、協議事項の２番目、「日田市自治基本条例の見直しの検討」について、事務局は説明をお願いします。
事務局	－ 資料 P 3 「１．日田市自治基本条例の見直しの検討」について説明 －
委員長	それでは、別冊となっています「自治基本条例に対する意見と対応（案）」を参考に条例の見直しについて、検討を進めたいと思います。 提言書の体裁をイメージしながら、ご意見をいただきたいと思います。
委員	若者の参画について、情報発信の方法として SNS の活用が想定されますが、若者が利用する情報交換の手法は変化し続けています。用いる手法として若者の動向に沿ったものを選択するなど、若者が参画しやすい環境を整えることが必要と考えます。
委員長	若者への対応を含めて、これまでの議論をもとに整理した 9 項目の対応のほか追加すべき事案などについて、ご意見はありませんか。
委員	各種団体との連携に関する項目について、マスコミへの働きかけといった視点も必要と考えています。特に、日田地域での市民に対する情報発信は、福岡方面のマスコミとの連携に効果が期待できると考えます。
事務局	福岡方面の各種団体と連携した取組は、一部の施策で実施されておりますが、マスコミと連携した取組は実現しておりません。取組の視点として記述を調整します。
委員	関連しますが、日田市は福岡と阿蘇方面をつなぐ経路地でもあるので、筑後川流域の団体との連携とともに、熊本や福岡方面への連携と情報の発信も必要だと考えます。
委員	子どもに関する項目と条例の住民への周知に関する項目は、密接に関係するものだと考えています。そこで、条例の住民への周知に関する項目に小中学校への働きかけを追加すべきと考えます。また、子どもに関する項目には、子どもに対してまちづくりに参画する権利を有していることについて伝える取組を含めるべきと考えます。 災害への備えに関する項目として、パブリックコメントにあったとおり山林の保全に関する取組も必要と考えます。

事務局	子どもに関する項目と条例の住民への周知に関する項目は、関連付けた記述を準備します。また、山林の保護といったインフラ整備に関する記述については、国・県との連携も含めて調整します。
委員	自治基本条例には、市民が日田に住んでいてよかったと思えるようにすることも目的のひとつにあると考えています。このため、提言には、子ども達にも自分の住んでいる町の良さを再確認してもらうような訴えかけも必要と考えます。 また、防災の項目に関連して、避難所やハザードマップの見直しといった視点も必要と考えます。
事務局	防災の面では、ハザードマップの見直しや避難所のあり方などについて記載の追加を準備します。 また、ご意見のありました子どもをはじめとして、市民に対する訴えも提言の原案には準備したいと考えています。 このほか、留意すべき事項などありましたらご意見を頂戴したいと思います。
委員長	提言書に記載すべき内容として、踏まえておきたい事項など、各委員の思いを含めてどのように考えていますか。
委員	今回の災害に対してボランティアセンターの運営に携わった経験では、帰省した際にボランティアに参加する方が多いことに気付きました。このため、郷土を離れていてもふるさとを大切に思うといった表現も必要と考えます。
委員長	帰郷を希望する方を受け入れるためには、仕事を確保することも必要となってきますが、まちづくりの一環には雇用の確保も含まれます。これらに関するお考えはいかがでしょうか。
委員	多くの人は、生まれ育った地での生活に安心を感じるのではないかと思います。若者の夢の実現のためには快く送り出すことも必要であり、機会があれば地元での生活を考えてもらえるように環境を守り整えておくことが重要と感じています。
委員長	そのほか、ご意見はありませんか。
委員	災害への備えに関連して、災害の教訓が風化することのないよう、防災の取組とあわせて防災意識を持ちつづけることについてメッセージを送るべきと考えています。
委員長	それでは、意見も出揃ったようですので、本日までの意見を踏まえて提言書に取りまとめるということでよろしいですか。

事務局	これまでの議論の結果として、自治基本条例の浸透活動の充実などを提言として原案の取りまとめを行います。なお、提言書の文案につきましては、資料にまとめて皆さまにお送りしますので、次回検討委員会までにご確認をお願いしたいと思います。
委員長	事務局が作成する資料の確認と指摘事項の伝達について、次回検討委員会までにそれぞれ行うということによろしいですか。
(委員)	はい。(複数の委員からの発言)
委員長	それでは、検討委員会での検討項目とその対応について確認しておきたいと思います。
事務局	本検討委員会で本日までに課題として整理した項目として、 ・自治基本条例の市民への浸透活動 ・住民自治組織の役割と行政の支援 ・若者がまちづくりに携わり活躍できる社会の実現 ・災害への備えに関する取組 ・子どもとともに進めるまちづくりの推進 ・参画と協働による成果の積極的な公表 ・職員の資質向上に向けた取組 ・他の自治体や各種団体と連携した取組の充実 ・市民の意識を市政に反映させる取組の充実 以上9項目。このうち、条例の見直しなどが必要と考えられるものとして、 ・住民自治組織の役割と行政の支援 以上、ご確認いただきたいと思います。
委員長	住民自治組織の役割と行政の支援については、条例上の整備を要するとして、9点の項目にわたって提言をまとめることについて、ご了解いただけますか。
(委員)	はい。(複数の委員からの発言)
委員長	自治基本条例は制定の段階で十分に議論されて現在に至っていますが、情勢の変化と新たな段階に移行するための手続きとして、見直しを求めたいと思います。

(3) 今後のスケジュールについて

発言者	主 旨
委員長	それでは、「今後のスケジュール」等について、事務局は説明をお願いします。
事務局	－ 資料 P 4 「3. 今後のスケジュール」について説明 －
委員長	事務局から説明のありました、「今後のスケジュール」について、委員の皆様から、ご質問はありませんか。 特に、次回は提言を予定することについてもよろしいですか。
(委員)	はい。(複数の委員からの発言)
委員長	本日予定していました協議事項は以上です。 それでは、進行を事務局にお返しし、第3回の検討委員会を終了します。

(事務連絡)

5. 閉会